

高知県民有林林道事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県民有林林道事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、民有林の適正な管理及び安定的な林業経営の確立並びに山村地域の生活環境の向上を図るため、市町村、森林組合又は森林組合連合会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 林道開設事業

民有林における適正な森林管理を行うために必要な森林管理道、林業専用道、森林施業道、作業ポイント又は作業道との接続路の新設又は改築(既設林道の種類の変更及び付帯施設の増設を含む。)をし、林内路網等の基盤整備の促進を目的とする事業とし、その内容は、アからオまでに掲げる通知等の規定に適合するものとする。

なお、森林管理道にあつては利用区域面積500ヘクタール未満のものとする。

ア 森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「森林環境保全実施要綱」という。)

イ 森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「森林環境保全実施要領」という。)

ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号以下農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村地域整備交付金交付要綱」という。)

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金交付要領」という。)

オ 「高知県林業専用道作設指針」(林業専用道の開設に限る。)

(2) 林道改良事業

林道機能の向上のため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達)第4条に規定する林道について、その構造物の全部又は一部を必要最小限に改良し、又は、老朽化等により機能低下したトンネル、橋梁等の点検診断、補強及び更新等をし、車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とする。

なお、構造物の全部又は一部を必要最小限に改良する場合はその内容はアからエに掲げる通知の規定に適合するものと、老朽化等により機能低下したトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等についてはその内容はア及びイに掲げる通知の規定に適合するものとする。

ア 森林環境保全整備事業実施要綱

イ 森林環境保全整備事業実施要領

ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領

(3) 林道舗装事業

林道機能の向上のため、既設林道を舗装し、輸送力の向上及び車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とし、その内容はアからエまでに掲げる通知の規定に適合するものとする。

ア 森林環境保全整備事業実施要綱

イ 森林環境保全整備事業実施要領

ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領

(補助事業費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の経費(以下「補助事業費」という。)及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業計画書)

第4条 補助金を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに別記第1号様式による事業計画書(5万分の1地形図等による位置図を添付)2通を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による事業計画を受理したときは、その内容を審査し、当該事業が適当であると認めたときは、その補助事業の事業費の額を補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者の都合により事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、別記第1号様式による事業計画書の上段に変更前の内容を黒字で記入し、下段に変更後の内容を赤字で記入した変更事業計画書2通を提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は別記第2号様式、同条第2項に規定する事業実施計画書及び収支予算書は別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、それぞれ2通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、納税証明書(全税目のもの)により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。
- 4 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、別記第2-1号様式により、高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び税外未収金債務の有無について関係課に照会することに対する同意書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(着手届)

第7条 補助事業者は補助事業に着手したときは、工期又は履行期間の始期から起算して14日以内に別記第5号様式による着手届2通を知事に届け出なければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業について、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記第6号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、別表第3に掲げる軽微な変更に応ずる場合は、別記第9号様式により変更のあった日から起算して14日以内に2通を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業費の変更
- (2) 事業量の変更(計画延長の減少又は箇所を追加する場合に限る。)
- (3) 事業の内容(路線に変更があった場合を含む。)の変更
- (4) 事業に要する経費の配分の変更
- (5) 事業期間の延長

(補助金の概算払の請求)

第9条 規則第14条ただし書の規定に基づき、概算払を受けようとする補助事業者は、別記第10号様式による概算払請求書2通を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第11号様式によるものとし、補助事業が完了したときは、遅滞なく実績報告書2通を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 経費精算書(別記第12号様式)
 - (2) 当該事業に関する各種契約書又は請書の写し(提出済のものを除く。)
 - (3) 当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し
 - (4) 完成写真(年度内実績の場合を除く。)
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかにその金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、不測の事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、次に掲げる書類を2部提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 繰越承認申請書(別記第13号様式)
- (2) 事業繰越計画書(別記第14号様式)
- (3) 繰越収支予算書(別記第15号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手)

第12条 補助事業者は、補助事業を一時中止若しくは部分中止する場合は別記第16号様式、工期を延期した場合は別記第17号様式又は再着手した場合は別記第18号様式により、一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手の日から起算して14日以内にそれぞれ2通を知事に届け出なければならない。

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業によって開設した林道については、林道管理規則を定めて管理しなければならないこと。

- (4) 補助金交付の翌年度から起算して8年以内に当該林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は補助目的を達成することが困難となるおそれのあるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 市町村以外の間接補助事業者が請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争又は随意契約に付することができる。
- なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記第19号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管林業事務所の長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者(間接補助事業者を含む。)に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い「昭和48年高知県民有林林道開設改良事業及び林道舗装事業補助金交付要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和52年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 5 月 23 日から施行し、昭和 54 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 6 月 15 日から施行し、昭和 57 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、高知県林業地域総合整備事業費補助金交付要綱は、平成 13 年度事業の完了をもって、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事業区分	事業種目	補助対象事業費	補助率
林道開設事業	森林管理道開設 林業専用道開設	工事費等 (工事雑費を除く。)	100分の60以内 (国費45%、県費15%)
	森林管理道開設 林業専用道開設 (うち過疎・振興山村地域に限る。)	〃	100分の65以内 (国費50%、県費15%)
林道改良事業	幹線林道	〃	100分の60以内 (国費50%、県費10%)
	その他林道	〃	100分の50以内 (国費30%、県費20%)
	橋梁等点検診断・保全整備	〃	100分の60以内 (国費50%、県費10%)
林道舗装事業	幹線林道	〃	100分の51以内 (国費50%、県費1%)
	その他林道	〃	100分の50以内 (国費1/3、県費1/6)

(注)補助対象事業費に国費、県費の補助率を乗じ、それぞれ千円未満を切捨てた額とする。

別表第2(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し義務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第8条関係）

軽微な変更
1 補助対象事業費に増減のない事業費の変更
2 計画延長の増加及び数量の増減に係る変更
3 別記第3号様式の事業費内訳に計上している費目間の予算流用

別記
第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度民有林林道事業計画書の提出について

上の事業計画書を、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

(注)住所は、市町村が事業計画書を提出する場合は省略することができます。

年度林道開設事業計画書

林道の種類	路線名	位置	区分	全幅員	本年度計画					全体計画				森林の現況					備考	
					延長	事業費	事業費財源内訳			延長	事業費	既設延長	事業費	面積	面積の内訳		蓄積	蓄積の内訳		
							県補助費	市町村費	受益者負担金						針葉樹	広葉樹		針葉樹		広葉樹
				m	m	千円	円	円	円	m	千円	m	千円	ha	ha	ha	m ³	m ³	m ³	

- (注) 1 「林道の種類」欄は、森林基幹道、森林管理道、林業専用道又は森林施業道の別を記入してください。
 2 「区分」欄は、開設又は改築等を記入してください。
 3 「備考」欄は、新設又は継続の別及び開設単価を記入してください。

年度林道改良事業計画書

区分	路線名	位置	既設状況			利用区域		改良の種類	改良計画			事業費の財源内訳			備考
			種類	全幅員	延長	面積	蓄積		全幅員	延長	事業費	県補助金	市町村費	受益者負担金	
				m	m	ha	m ³		m	m	千円	円	円	円	

- (注) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

年度 林道改良事業計画書

◎ 橋梁等点検診断実施状況

旧市町村名	施設名称	区分等	施設数	点検診断実施状況		実施状況経過表(実施済み)					未実施施設の点検診断の実施計画			
			全体	実施済み	未実施	年迄							残	実施しない場合の施設管理方針
	橋梁	橋長 4.0m 以上												
	トンネル	—												
	その他(重要構造物)	管理者が認めるもの												
合 計														

◎ 林道改良事業（橋梁点検診断・保全整備）の実施計画

事業区分	施設名称	区 分	施設数	事業費(円)	内 訳 ※路線名と施設名を記載		
点検診断	橋梁	橋長 4.0m 以上					
		橋長 15.0m 以上					
	トンネル						
	その他(重要構造物)						
合 計				事業費合計	県補助金(円)	市町村負担金(円)	
事業区分	施設名称	区 分	施設数	事業費(円)	内 訳 ※路線名と施設名を記載		
保全整備	橋梁	橋長 4.0m 以上					
		橋長 15.0m 以上					
	トンネル						
	その他(重要構造物)						
合 計				事業費合計	県補助金(円)	市町村負担金(円)	

- (注)
1. 林道台帳に登載された林道の施設。
 2. 「保全整備」については、点検診断の結果、緊急に補強及び更新等が必要とされた施設であり、1箇所当たりの事業費が40万円以上900万円未満。

年度林道舗装事業計画書

区分	路線名	位置	既設林道			利用区域		本年度計画						全体計画			備考
			種類	全幅員	延長	面積	蓄積	全幅員	延長	事業費	事業費財源内訳			延長	箇所数	事業費	
											県補助金	市町村費	受益者負担金				
				m	m	ha	m ³	m	m	千円	円	円	円	m		千円	

- (注) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名
生年月日

年度民有林林道事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施計画書 第 3 号様式のとおり
- 3 収支予算書 第 4 号様式のとおり
- 4 事業完了予定年月日

- (注) 1 設計書及び設計図面の各 1 部を添えてください。
2 住所及び生年月日は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

第2-1号様式（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、 年林道開設（または改良及び舗装）事業の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- 2 農業改良資金貸付金償還金
- 3 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名
(生年月日)

第 3 号様式（第 5 条関係）

事業実施計画書

事業区分		
事業種目		
路線・箇所名		
施行箇所	市 町 大字 字 郡 村	
事業量	全幅員 m 延長 m 数量	
施工期間 または業務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
施行方法	請負 委託	
事業費 (補助対象事業費)	円	
内訳	本工事費	円
	附帯工事費	円
	測量及び 試験費	円
備考		

(注) 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第 1 のとおり。

第4号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

(1) 歳 入

科 目	予 算 額 円	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
負担金及び分担金		
借 入 金		
寄 附 金		
合 計		

(2) 歳 出

科 目	予 算 額 円	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
測 量 及 び 試 験 費		
合 計		

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

着 手 届

年度民有林林道事業を 年 月 日から着手しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第7条の規定により別紙のとおり請負契約書の写しを添えて届け出ます。

（注） 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度民有林林道事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付（変更）の決定通知がありました事業の実施について、別紙理由により、事業内容及び経費の配分の変更をしたいので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、承認されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 事業変更計画書 第 7 号様式のとおり
- 2 収支予算書 第 8 号様式のとおり
- 3 変更理由書
- 4 事業完了予定年月日

- (注) 1 「関係書類」は、別記第 2 号様式により補助金の交付（変更）が決定されたときの事業内容及び経費の配分を比較対照したものとしてください。
- 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

第 7 号様式（第 8 条関係）

事業変更計画書

上段：変更前
下段：変更後

事業区分		
事業種目		
路線・箇所名		
施行箇所		市 町 大字 字 郡 村
事業量		全幅員 m 延長 m 数量
施工期間 または業務期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
施行方法		請負 委託
事業費 (補助対象事業費)		円
内 訳	本工事費	円
	附帯工事費	円
	測量及び試験費	円
備考		

(注) 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第 1 のとおり。

第 8 号様式（第 8 条関係）

変 更 収 支 予 算 書

(1) 歳 入

上段：変更前
下段：変更後

科 目	予 算 額 円	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
負 担 金 及 び 分 担 金		
借 入 金		
寄 附 金		
合 計		

(2) 歳 出

科 目	予 算 額 円	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
測 量 及 び 試 験 費		
合 計		

第 9 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

軽微な変更届

年度民有林林道事業を 年 月 日に下記のとおり変更しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 8 条ただし書きの規定により、届け出ます。

記

- 1 該当する要件
- 2 変更内容
- 3 変更理由

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

概 算 払 請 求 書

高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり
請求します。

記

金額 円

ただし、 年度民有林林道事業費補助金の概算払とします。

内 訳 （事業区分及び事業種目）

路線・箇所 名	補助対象事業費	補助率	決定された 補助金額 A	前回までに受領 した補助金の額 B	今回補助 金請求額 C	残額 A - (B + C)	摘 要
	円		円	円	円	円	

- (注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。
2 「事業区分」欄、「事業種目」欄及び「補助率」欄は、別表第 1 のとおり。

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度民有林林道事業実績報告書（完成・年度内）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付（変更）の決定通知がありました事業は、年 月 日に下記のとおり完成しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業区分		
事業種目		
路線・箇所名		
施行箇所	市 町 大字 字 郡 村	
事業量	全幅員 m 延長 m 数量	
施工期間 または業務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
施行方法	請負 委託	
事業費 (補助対象事業費)	円	
内 訳	本工事費	円
	附帯工事費	円
	測量及び 試験費	円

- (注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。
2 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第 1 のとおり。

第 12 号様式（第 10 条関係）

経 費 精 算 書（完成・年度内）

路線・箇所名	事業量 (延長・数量)	事業費の精算額 (補助対象事業費)	補助金の額	備考
		円	円	

内 容

(1) 歳 入

科目		予算額	精算額	繰越額又は差額	備考
県補助金		円	円	円	
補助事業者負担金					
内 訳	市町村費				
	分担金				
	負担金				
	借入金				
	寄附金				
合計					

(2) 歳 出

科目		予算額	精算額	繰越額又は差額	備考
工事請負費		円	円	円	
内 訳	本工事費				
	附帯工事費				
測量及び試験費					
合計					

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

繰越承認申請書

年 月 日 付け 第 号で補助金の交付（変更）の決定通知がありました事業について、下記 5 の理由により事業の繰越しを承認されたく高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 11 条ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額
- 2 補 助 金 額
- 3 年度事業繰越計画書 第 14 号様式のとおり
- 4 繰越収支予算書 第 15 号様式のとおり
- 5 繰越理由
- 6 繰越事業完了予定年月日

（注）住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

年度事業繰越計画書

区 分	内 容		
事業区分			
事業種目			
路線・箇所名			
施行箇所	市 町 大字 字 郡 村		
事業量	全幅員 m 延長	m 数量	
施工期間 または業務期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
施行方法			
	全 体	年 度 内	繰 越 し
事業費 (補助対象事業費)	円	円	円
内	本工事費	円	円
	附帯工事費	円	円
	測量及び 試験費	円	円
訳			

(注) 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第 1 のとおり。

第 15 号様式（第 11 条関係）

繰越収支予算書

(1) 歳入

科 目	予 算 額 円	年 度 内 円	繰 越 し 円
県 補 助 金			
市 町 村 費			
負担金及び分担金			
借 入 金			
寄 附 金			
合 計			

(2) 歳出

科 目	予 算 額 円	年 度 内 円	繰 越 し 円
工 事 請 負 費			
内 訳	本 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費			
合 計			

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

工 事 一 時 （ 部 分 ） 中 止 届

年度民有林林道事業は、下記理由により、 年 月 日から 年 月 日まで一時（部分）中止しますので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

記

理由

関係書類の写しを添付

- (注) 1 関係書類の写しを添えてください。
2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

工期の延期届

年度民有林林道事業は、下記理由により、 年 月 日まで 日間延長しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

記

理由

- (注) 1 関係書類の写しを添えてください。
2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

第 18 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

再 着 手 届

年度民有林林道事業は、 年 月 日から再着手しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

- (注) 1 関係書類の写しを添えてください。
2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

年 月 日

補助事業者 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

契約に係る指名停止に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、国の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、申立てが虚偽であることにより当方が非利益を被ることとなっても異議は一切申立てません。

(注) 〇〇には、「工事請負」又は「委託」のいずれかを記載してください。